

平成22年10月6日

休暇改革国民会議運営要領

(構成)

- 1 会議は別紙の者（以下「委員」という。）をもって構成する。ただし、会議において、必要があると認める時は委員を追加することができる。
- (2) 会議に座長を置き、事務局の推薦による者を充てる。
- (3) 座長に事故があるときは事務局の推薦によるその職務を代理する者を充てる。

(招集)

- 2 座長は必要があると認める時は委員を招集し、会議を開催する。
- (2) 座長が特に必要があると認める時は委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(欠席の場合の措置)

- 3 委員は、会議に出席することができない場合、その代理の者を出席させることができる。
- (2) 委員は、会議に出席することができない場合、文書等により意見表明を行うことができる。
- (3) 前項の規定により、委員から文書等による意見表明があった場合には、事務局は当該文書等を会議において開陳しなければならない。

(議事の公開)

- 4 議事は公開とする。

(議事録)

- 5 会議終了後、議事録を速やかに作成し、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨の公表を以てこれに代えることができる。

(事務局)

- 6 会議の事務局は、国土交通省観光庁、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携して務める。

(庶務)

7 会議の庶務は国土交通省観光庁において総括し、及び処理する。ただし、各府省の所管に関する事項については、国土交通省観光庁と連携して各府省において処理する。

(雑則)

8 この要領に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は座長の下承を得て、定めるものとする。

以上